



町からみなさんへの大切なお知らせです。



今月の献血は 10 月 26 日です

問 保健福祉課 健康福祉係（内線 1404）

■日時 10 月 26 日(木) 午前 9 時～午後 5 時

※正午から午後 1 時までは休憩

■場所 川俣町役場 献血バス

■協賛 川俣町建設同業会

うつくしま地球温暖化防止活動推進員養成研修会

問 町民税務課 生活環境係（内線 1307）

福島県は、地球温暖化について、地域の人とともに理解を深める活動を行う「うつくしま地球温暖化防止活動推進員」養成研修会（無料）を開催します。

■対象 地球温暖化防止活動に関心があり、地球温暖化防止活動推進員の委嘱を受けたい方

■日時と場所

10 月 27 日(金)午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分

郡山市中央公民館（郡山市麓山 1-8-4）

■申込締切 10 月 20 日(金)

■問い合わせ 福島県地球温暖化防止活動推進センター Tel 024(944)0083

野焼き・小型焼却炉での焼却の禁止

問 町民税務課 生活環境係（内線 1307）

ごみの野焼きは法律で禁止されています（一部の例外を除く）。また小型焼却炉での焼却も法律で禁止されています。違法な野焼きをした場合、罰金や懲役に処せられる場合があります。

野焼きや排ガス処理装置のない小型焼却炉での焼却はダイオキシン類や塩化水素などの有害物質発生の原因となります。これに加え、放射性物質に汚染された可能性のある廃棄物の場合は、放射性物質の飛散や高濃度の焼却灰発生のおそれがあります。

■野焼き禁止の例外（主なもの）

・農林業等を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

※廃ビニール等の焼却は含まれません。

・風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

例外とされているこれらのことも、焼却によって大量の煙や臭いが発生すれば、近隣の生活環境に支障をきたし「近所で草木を燃やして煙たい」「窓が開けられない」「洗濯物に臭いがついて困る」「体調の悪い人がいるので困る」などの苦情の原因となります。やむを得ず焼却をする場合は、風向きや時間帯を考慮する、煙の量や臭いが近所の迷惑にならない程度にとどめるなどの配慮が必要になります。快適な生活環境の維持に努めましょう。

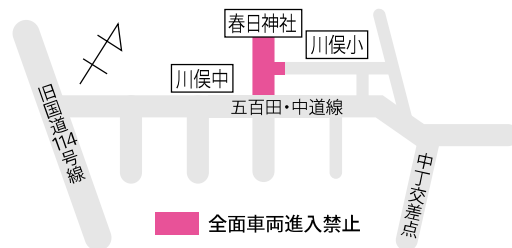
秋祭りの交通規制

問 総務課 消防交通係（内線 1106）

春日神社の秋祭りに伴い、次の区間の交通規制を実施しますのでご協力ください。

■期間と時間 10 月 14 日(土)の午前 9 時から 10 月 15 日(日)の午後 10 時まで

■区間（規制） 町道赤坂・宮ノ脇線及び宮前・宮ノ入線の一部区間、春日神社参道部分（車両通行止めを予定しております。）



ジョブプランナーによる就職相談会

問 産業課 商工交流係（内線 1505）

県内事業所に就職を希望する方を対象に、ふくしま生活・就職応援センターの相談員（ジョブプランナー）による就職相談会を開催します（相談無料）。

■日時 10 月 26 日(木) 午後 1 時～3 時

■場所 役場 相談室 1（1 階）

■対象者 川俣町内に居住する方、原発事故の影響で川俣町内に避難されている方

■申し込み 不要（事前予約も可能です）

産業人材確保のための奨学金返還支援事業

問 福島県商工労働部商工総務課（Tel 024-521-7270）

福島県には、県産業の将来を担う人材を確保するため、大学等を卒業後に地域経済を牽引する県内産業へ就職した者を対象に、奨学金の返還を支援する制度があります。対象要件や申請方法等の詳細については、標記問合せ先まで問い合わせください。

■支援対象となる産業 日本標準産業分類の「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」に属する次の産業

①エネルギー関連産業、②医療関連産業、③ロボット関連産業、④環境・リサイクル関連産業、⑤輸送用機械関連産業、⑥電子機械関連産業、⑦ ICT 関連産業、⑧ 6 次化関連産業

■募集締め切り 第 1 次：12 月 26 日(火)

第 2 次：平成 30 年 2 月 9 日(金)

※第 1 次募集で応募者多数の場合は、第 2 次募集を行わないこともあります。

■募集人数 40 名程度



暮らし

町営住宅入居者を募集します

問 建設水道課 管理係（内線 1603）

- 募集期間 10月2日(月)～10月16日(月)
- 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
- 対象住宅と戸数
 - ・中道団地（飯坂字中道）1戸
 - ・壁沢団地1号棟（字壁沢）5戸（3階・4階・5階）
 - ・壁沢住宅2号棟（字壁沢）5戸（1階・4階・5階）
 - ・ふもとがわ団地2号棟（鶴沢字笛田）2戸（2階・4階）
 - ・賤ノ田団地（字賤ノ田）6戸（1・3・4・5階）
- ※壁沢住宅2号棟については、UIターン者・新婚世帯への優先選考（次の入居条件を満たした場合、入居期間が最長10年間の条件）があります。
- 間取り・設備 お気軽に問い合わせください。
- 入居条件
 - ①現に住宅に困窮している方。
 - ②税、その他の使用料等の未納がないこと。
 - ③現に同居し、又は同居しようとする親族があること。ただし、婚姻の予約者等も含む。
 - ④単身入居の資格が認められる者は満60歳以上（60歳未満の場合は別途条件が必要となりますので、問い合わせください）。
 - ⑤収入基準は、所得月額158,000円以下であること（収入のある方全員です）。ただし、裁量世帯（入居者が障害者等）の場合は214,000円以下。
 - ⑥入居決定時に、1名の連帯保証人に引受承諾が得られること。
 - ⑦入居者が暴力団員でないこと。
- 家賃 入居者の所得や団地ごとに異なります。
- 問い合わせ その他、詳細については標記担当へ問い合わせください。

消防団秋季検閲の交通規制

問 総務課 消防交通係（内線 1106）

検閲の消防団パレードに伴い、次の区間の交通規制を実施しますのでご協力ください。

- 期間と時間 11月5日(日)
午前9時20分～10時まで
- 区間（規制） 川俣南小学校庭～御霊神社交差点～鉄炮町交差点～中丁交差点～日本生命先川俣小入り口～川俣小学校庭（全面車両進入禁止）



南相馬市・福島医大方面のバス路線

問 企画財政課 企画調整係（内線 1202）

福島県による避難地域の広域的な交通ネットワークの構築を目的に、南相馬市から福島医大間のバス路線の運行が開始されます。南相馬市・福島医大方面への移動にぜひご利用ください。料金・時刻等の詳細は、次のバス事業者まで問い合わせください。

- バス事業者 福島交通株式会社
- 運行路線 県道12号線（原町川俣線）～国道114号バイパス～福島市飯野町～福島医大
- 町内停留所 川俣高校前、福島交通川俣営業所、大清水、川俣南小前、シルクピア前、鶴沢宮前
- ※ただし、川俣高校前から鶴沢宮前間での町内移動には利用できません。
- 問い合わせ 福島交通㈱福島支社 Tel 535-4102

10月1日は浄化槽の日

問 町民税務課 生活環境係（内線 1307）

浄化槽は、トイレや台所等から排出される汚れた水を、微生物の働きを利用してきれいにし、美しく豊かな自然を守っています。浄化槽の機能を適正に保つためには、保守点検・清掃・法定検査が大切です。なお、適正に行われていない場合は、罰則規定があります。

- 保守点検 県の許可業者が、浄化槽の装置が正しく働いているか点検し、調整や修理、消毒剤の補充などを行います。（年3～4回以上）
- 清掃 浄化槽内にたまった固形物や汚泥を引き抜き、付属装置や機械類を洗浄します。
- 法定検査 保守点検・清掃が適切に実施され、浄化槽が正常に機能しているかを総合的に判断するための年1回の検査です。

■浄化槽の正しい使い方

- ・台所から油や野菜くず等を流さない。
- ・トイレではトイレトーパー以外のものを流さない。
- ・送風機（ブロー）の電源を切らない。

■合併浄化槽の設置

合併処理浄化槽は、し尿と生活雑排水の両方を処理する浄化槽で、し尿だけを処理する単独処理浄化槽に比べ、生活排水の汚れを大幅に少なくすることができます。すでに設置されている単独処理浄化槽は、合併処理浄化槽への転換の努力義務が法律で定められています。

町は合併浄化槽を設置する方には補助金を交付していますので、申請手続き等の詳細については、町ホームページをご覧ください。標記担当まで問い合わせください。